

『本願寺謡初・能組資料について』

樹下文隆

国文学研究資料館蔵の『本願寺謡初・能組

資料』は、桐箱入りで、箱に「慶長―弘化御能組資料三十三点」と記した紙を貼る。ただし、類似の資料や同一の番組などがあるので、整理の仕方によって点数は変わり得る。本資料は下間少進家に伝来し、江島伊兵衛氏の手を経てのものらしい。そこで、整理を兼ねて、この資料類の紹介を試みる。なお本資料のうち、謡初資料八点(1・3・6・8・10)は、小林英一氏が「近世本願寺の能楽―謡初・御節の雛子をめぐって―」(平成四年十月「芸能史研究」119号)において紹介されている。

◎謡初関係

1 享保十一(延享元)安永五年謡初次第一通  
2 『興正寺殿出席之節謡加へ無之』につき安永六年書付 一枚 1の享保十一年条「興門

様御出小謡無之」の記述についての疑義。  
3 文化年間謡初次第一元一冊 現状は綴じが切れてバラバラ、墨付二二枚

4 文政六年謡初次第一元一冊 現状は綴じが切れてバラバラ、墨付八枚

5 文政十一年謡初次第一通

6 寛政十年謡初次第が文政十一年と同様の事一枚

7 興門様御出之節之次第につき天保十一年下間仲潔伺書 一通 2に対する解答と云うべきで、興正寺については謡加へ有りとす

る。但し、興正寺の出席が実際にはなかった。なので伺いは済んでいない旨の補記有り。

8 天保十四年謡初次第一通

9 弘化五年謡初次第一通

10 年時不明謡初次第一通

別)2と7を合写した一枚がある。「御謡始書類入」と記した包紙の一部と思しき厚紙があり、以上の資料は一括して保存されていたものらしい。

本願寺謡初の変遷及びこの資料類の意味については、小林氏が前記論文で詳細に論じられているのでそれを参照されたい。ここでは、小林氏が扱われなかった資料を用いて、江戸時代における本願寺と興正寺の複雑な関係がそこに反映していることについて述べておき

たい。興正寺は現在浄土真宗興正寺派の本山だが、中世末には本願寺の脇門跡として宗門内に特別な地位を占めていた。しかし、もともと独自に布教活動を行っていたこともあり、本末関係の強化に伴い、近世には独立の動きがしばしば見られた。本願寺の宗祖五百回忌に興正寺父子が欠勤する等、江戸後期には対立の様相が激化するに至り、ついに本願寺が幕府に訴えて文化八年の裁定により一応の落着を見た。1の享保十一年謡初に興正寺の出席に謡を加えていないのは、門主待遇ではなく一門の相伴衆と同等と云えるが、2の安永六年の時点でそれを問題にしているのも、当時本願寺が興正寺の扱いに苦慮していたことの現れと取れる。さらに天保十一年に至って7が書かれたのは、幕府裁定により本末関係が安堵されたことにより、興正寺が本願寺行事に参加する可能性の高まったためで、興正寺への門主並の待遇の記述は、興正寺に対する融和政策であるとともに本末論争に勝った本願寺の自信の現れとも受け取れよう。

◎能組関係

11 慶長十六年開祖親鸞上人三百五十年忌能組一通 『慶長日記』等の抜書か。『能之留帳』にも番組あり。

12 慶長十七年三月二十五日駿府城將軍秀忠上覧能組 一枚 林鶯峯『玉露叢』の抜書。

『能之留帳』にも番組あり。

13 元禄五年寂如・住如関東下向祝儀能組、正徳元年親鸞上人四百五十年忌能組 折本一帖 墨付一折、裏面四折に本願寺造営記録あり

14 享保十一年住如代替能組、享保十六年湛如得度祝儀能組、享保十九年住如・湛如関東下向祝儀能組 折紙仮綴一冊 全五丁

15 寛保元年八月十五日江戸城公家衆饗応能組 一通 徳川家治(竹千代)元服祝賀に下向した公家・門跡衆への饗応能。

16 寛延二年五月九日法如大僧上転任祝儀能組 未装折本一帖 八折

17 宝暦五年文如得度祝儀能組 一帖 四折

17 イ同能組部分 末尾の部分のみ 一枚

18 宝暦十一年親鸞上人五百年忌能組 折本一帖 一二折

18 イ同初日能組 未装折本 四折

18 ロ同二日目能組 未装折本 五折

18 ハ同三日目能組 未装折本 六折

「祖師五百回御忌相濟ニ付御能番組」と記した包紙あり

19 明和四年法如還曆内祝囉子組 一通

20 明和四年法如還曆祝賀白書院舞台能 一通

21 安永八年法如門跡七十賀能 一通

22 安永八年法如門跡七十賀後宴能 一通

24 年不明三月二十四日公家・諸門跡饗応能組 一通

25 年時不明能組 一通

26 年時不明囉子・能組 一通

27 年時不明囉子・能組 一通

「文政六癸未正月九日御節之砌御囉子能御番組」と記した包紙有り、26と27のどちらかがそれに当たると思われる。

28 年時不明仕舞・一調・狂言番組 一通

別に「御能御客来御饗応記録并毎度御能組於御成」と記した包紙の一部と思われる厚紙あり、裏の番組は17の一部。

◎舞台故実等

29 安永八年正月九日御節御囉子之節座配并間割 一枚

表題を記した包紙あり

30 御広間御能舞台御能始・床机御免之仕様并 図 一枚

◎その他

31 天保十三年十一月若年寄本庄伊勢守ヨリ各派大夫へ戒告ノ写 一通 天保十三年儉約令の觀世鏡之丞廻状の写し。『能業盛衰記』に翻刻紹介されたものとほぼ同文。住所・氏名等を印刷した江島伊兵衛氏用の白い封筒(但し印刷部分は墨滅してある)に入っており、封筒の裏と表にあるメモ(表題と

申渡也ノ觀世鏡之丞廻状写)も江島氏の筆跡と看做し得る。

30までは31とは明らかに別物だが、31の混入は、これも江島氏旧蔵だったことを物語ろう。江島氏旧蔵の鴻山文庫には他にも下間家伝来資料があること、下間少進の演能記録である11や12のあることを思えば、これらが下間家伝来だった可能性は極めて高い。4と7に署名のある「仲潔」は、江戸時代最後の本願寺門主広如に仕えた下間少進家当主であり、この資料類から謡初を始めとした本願寺能楽に少進家が幕末まで深く関わっていたことが読み取れる。(国文学研究資料館助手)